

18世紀プロイセンのタバコ法令

柳川平太郎（高知大学教育学部）

Die preussische Tabaks-Ordnungen in dem 18. Jahrhundert

Heitaro Yanagawa(paegogische Fakultaet der Kochi Universitaet)

Zusammenfassung:

In diesem Aufsatz behandelte ich die Tabaks-Ordnungen von den preussischen absolutistischen Monarchie während der 17. und 18. Jahrhundert. Dabei versuchte ich die Analyse, wie die Tabaks in die europäische, besonders die ost-elbische Gesellschaft im 17. und 18. Jahrhundert eingeführt hatten wurden. Die älteste Tabaks-gesetze in Brandenburg-Preussen wurde 1676 als ein Patent gegenüber die jüdische Familien in Cöln an der Spree(alt-Berlin) verordnet hatten wurde. Seitdem haben die jüdischen Familien Tabaks-Industrie in Brandenburg-Preussen geführt. Danach wurden aber die Tabaks-aufbau und Tabaks-industrie in Preussen außerhalb der jüdischen Familien entwickelt.

Schlüsselwort : Regie, Patent

1. はじめに

18世紀のプロイセン絶対王政は、「タバコ会議」の挿絵でも有名なように国王のタバコ好きと宮廷でのタバコ流行が話題となり、こんにちでもしばしば代表的な基本的概説書には挿絵図版付きで紹介されるほどタバコ好きな王朝であった。本稿はヨーロッパにおけるタバコ受容過程について分析する試みの一つで、近世ドイツ東部のホーエンツォレルン家ブランデンブルク・プロイセン領とハプスブルク家オーストリア領に関して両者を比較史的に考察する上での端緒的な準備稿である。17世紀末から18世紀にかけての時期に、ブランデンブルク・プロイセンでは次のようなタバコ関連法令が発布されている。

18世紀中葉に刊行された諸法令を集めた王令集に収録されているタバコ関連法令は以下の通りである⁽¹⁾。

- No.1 1676年5月24日ケルン・アン・デア・シュプレー付けタバコ栽培および取引に関するユダヤ人ダーヴィット・ナータン並びにハルトヴィッヒ・ダニエル宛特許状
- No.2 1681年12月28日付外国産タバコの輸入禁止ならびに加工用タバコ精製に関する勅令
- No.3 1682年2月28日付タバコ精製に関する布告
- No.4 1686年3月16日付1681年禁止外国産タバコに関する勅令更新及び布告
- No.5 1687年11月28日付タバコ植え付け・タバコ商売並びに外国産に関する勅令
- No.6 1688年12月12日付タバコ経営に関する1687年11月28日付勅令の布告
- No.7 1701年11月8日付外国産タバコの輸入禁止に関する特許状
- No.8 1714年7月15日付タバコ精製の許容の布告
- No.9 1717年8月30日付農村へのタバコ卸と買い付けに関する回状
- No.10 1718年2月18日ベルリン付ウッカーマルク農村へのタバコ卸・買い付け禁止に関する布告

- No.11 1718年9月25日ベルリン付クールマルク・ブランデンブルクにおけるタバコ精製取引の方法に関する布告
- No.12 1719年4月29日ベルリン付クールマルク・ブランデンブルクにおけるタバコ栽培・精製販売に関する特許状布告
- No.13 1720年8月12日付クールマルク・ブランデンブルク・マグデブルク侯国・ラーフェンスベルク伯領・ハルバーシュタットおよびミンデンにおける外国産タバコ工場に関する上級・宫廷・軍事・工業顧問ゴンペール宛外国産喫タバコに関する特許状
- No.14 1721年6月21日付更新（上記No.13の）特許状
- No.15 1723年11月26日付タバコ・アクチーゼ（消費税）税率ならびに自由取引タバコ特許状
- No.16 1724年2月14日ベルリン付回付状布告（上記No.15特許状に関する）

こうした諸法令の推移の一方、17世紀末から18世紀前半にかけてブランデンブルク・プロイセンではタバコ消費が次第にごく初期の宫廷における奢侈品需要から一般にも広がっていった。以下、この過程での若干の特徴について触れておきたい⁽²⁾。

2. ユダヤ人企業家の関与

No.1の特許状に見られる様に、17世紀末段階でのごく初期におけるタバコ政策にはユダヤ人が大きく関わっていた。この特許状に記されている二人のユダヤ人も、ブランデンブルク・プロイセンへのユダヤ人移住の先駆けとなったウィーンでの迫害から避難を請願してきたユダヤ人集団と同様な一員であった。すなわち、ユダヤ人移住史上有名となる1671年ポツダム勅令時には、「オーストリア政府の宗教的熱狂と政治的頑迷さからその数百年来の栄誉ある居住権を奪われて去らねばならなくなつたウィーンから驅逐された50ユダヤ人家系」に対してブランデンブルクへの受け入れを約束する特権状を保証する措置でユダヤ人家族が移住してきた（R. Kaelter, Geschichte der juedischne Gemeinde zu Potsdam, 1903, S. 9）。No.1のこの特許状では、タバコの栽培・精製・売却に関するクールマルク全域・ノイルッピンおよびブリークニツ郡の地域に渡る12年間の独占権を付与することになった。移住してきたユダヤ人は財産と共に技術を持つ者もあり、こうしたユダヤ人の中からは、やがてポツダムにタバコ精製加工を担う工場を興す企業家も現ってきた。そのため、17世紀後半段階では、こうしたユダヤ人の関与やユダヤ人への特許状交付も見られたのである。

しかし、その後18世紀前半にはフリードリヒ1世（プロイセン国王としては在位1701–1713年）およびフリードリヒ・ヴィルヘルム1世（在位1713–1740年）期を通してタバコ需要が増し、宫廷を中心におおいにタバコが流行するものの、独占特許権の付与はユダヤ人の手を離れ、おおいに糾余曲折して多くの特権付与対象者の間を推移し、安定しなかった。

3. 農業政策と貿易政策との連動

17世紀末以来、タバコ輸入の禁止がたびたび試みられているのも特徴的である。上述の関連令の中にも、例えばNo.2～No.4、No.7のように禁令が試みられたが、これらは第一に当時オランダやハンブルクを経由した高価な外国産タバコの輸入によって貿易収支面で支障をきたしていたこと、第二に国内産タバコの品質が劣り、18世紀前半には高級品外国産タバコに太刀打ちできず、フリードリヒ1世あるいはフリードリヒ・ヴィルヘルム1世期の宫廷での流行により奢侈品需要・奢侈品輸入が問題となつたためである。そのため、18世紀中葉段階で輸入タバコには高率の輸入関税が課せられることが大勢となつた。一例として1734年の改訂関税税率表のタバコ関連項目をみると、次のような区分と税率が確認される（括弧内にG. 表記と数字のみでPf. 表示と言う形で税率を

略記) ⁽³⁾。

タバコ・純正・葉 (1G, 6)、嗅ぎ (1G)、葉巻 (6)

マグデブルクあるいは国内産 1船舶ポンドあたり 1G、1 ツェントナーあたり4

パイプタバコ・原葉 (1G), トンあたり (6)、1.5トン相当梱あたり (9)、小笊あたり (1)

3. 七年戦争後のタバコ政策

七年戦争 (1756–1763年) 後には、その復興政策として、あるいは農業政策の新たな柱としてタバコ栽培の改良が図られた。また、タバコは貿易あるいは財政政策とも関わるため、「タバコ独占」的な意味合いで新たなタバコ管理行政が試みられることになる。いわゆる「タバコ・レジー」と呼ばれる施策がそれで、消費税 (アクチーゼ) 増収政策として試みられたフランス人徴税請負人口ネの招聘によって実現した「レジー」と連動するものであった。七年戦争終結の1763年にイタリア人カルザビッジの提起により企画された新政策の一環として、王立銀行や富くじ政策が提案されたがそれらとともにタバコ独占の構想も含まれていた。このカルザビッジ案は実現しなかったが、七年戦争後の総監理府の改革、特に各部局の専門部局化の過程で、この改革を主導したシューレンブルク・ケーネルト自らが管轄する部門として王立ベルリン銀行や林野・コーヒー行政とともにタバコ独占も実現することになった。具体的には、1766年7月タバコ総管理局が設立され、以後フリードリヒ大王期を通じて、このもとで「タバコ専売」が展開することになった。

ヘンダーソンによれば、フリードリヒ大王はシュレージエンとウッカーマルクにおいてタバコ栽培を奨励した⁽⁴⁾が、シュレージエンは七年戦争の原因ともなったハプスブルク・オーストリアから奪った係争の地であるとともに、その戦禍で復興が課題となった地でもある。また、ウッカーマルクもまた大王による復興・農業振興政策の目指された地域で、新規の農業政策的な意味合いもあった。

1780年代には甜菜糖 (ビート) の精製改良でも実績をあげた化学者に、タバコの改良が委嘱されたことであった。

こうして七年戦争後の復興と経済政策の一つの柱としてタバコが重視されることとなり、特にその増収策としての役割が期待されていった。従って、タバコ政策は国庫主義的な「重商主義」政策の一環として評価されていくことになる。フリードリヒ大王は、増収策としてはコーヒー専売制とともに新規財源のこのタバコ専売に期待していたが、「レジー」下で大幅増収を期待したアクチーゼ (消費税) 収入の収益の約2.5倍の成果をこのタバコ専売制はあげるに至った。ヘンダーソンは、このタバコ・レジー政策を次のように評価している⁽⁵⁾。

「1766年7月に国王は自らのタバコ総管理局を設立し、短期間口ネ等のレジーと連動させたもののやがて一つの独立組織とした。それはタバコおよび嗅ぎタバコの輸入・精製・販売の排他的独占権を有していた。主としてフランス人官吏によって構成された密輸取り締まり部隊が、密輸およびその他の独占侵害に関わる紛争を阻止する為に設置された。タバコ生産物の高価格とタバコ総管理局の官吏達によって用いられた厳しい方法には不満が渦巻いたが、1776年に国王は（1776年『政治遺訓』において – 1752年と2種の遺訓が残されたが、ここでは七年戦争後1776年の遺訓 – 引用者補足）タバコ独占は年間100万ターラーにも及び、治世末には128万6千ターラーにも達するに違いないと述べている。」

4. 展望

フリードリヒ大王の死去によりいくつかの点において政策の修正が図られ、その中にはタバコ行政も含まれていた。王立ベルリン銀行や海外貿易会社など大王死去後も継承されていった政策が

あったのに対し、増収策として機能した消費税（アクチーゼ）とタバコの面ではいわゆる「レジー」は解体され、タバコ独占も崩壊した⁽⁶⁾。

ブラートリンクによれば、ブランデンブルク・プロイセンでは1789年4月1日以降、再び自由化され、各地で次のような展開が見られたと言う。（F.W.A.Bratring, Statistische Topographische Beschreibung der gesamten Mark Brandenburg, 1800, S.155）

18世紀末には、以下のような数のタバコ加工工場が展開していた。

ベルリン	：10工場	(530名の労働者)
ポツダム	：3工場	(112名)
シュベート	3工場	(368名)
プレンツロウ	1工場	(25名)
フランクフルト	(アン・デア・オーデル)	2工場 (66名)
他の諸都市	：精製加工	(53名)

このように17世紀末から18世紀のブランデンブルク・プロイセンでは、当初の独占特許権付与政策から18世紀後半フリードリヒ大王治世後半期の一時的な「タバコ・レジー」＝タバコ専売政策の時期を経て、18世紀末の再自由化に至る過程でタバコ消費が拡大していった。

5. おわりに

本来、「新大陸」産の外国産植物として外来であったタバコは、こうしてその栽培、加工精製、販売収益をめぐって、農業政策・工業政策・貿易政策が連動する政策課題となる一方、他方ではその収益性から「専売」の対象ともなって国庫収入上無視得ない存在ともなるに至った。とりわけ、近世ドイツではこのブランデンブルク・プロイセンのように、18世紀後半には「専売」政策の要として機能し、特に顕著な増収源として注目されていった。本稿ではとりあげえなかったハプスブルク・オーストリアにおいてもタバコ専売制が展開されていたが、近世ドイツにおけるタバコの定着過程を知る上で、ここで若干言及したブランデンブルク・プロイセンの事例とハプスブルク・オーストリアの事例は、ヨーロッパにおけるタバコ普及の過程を顧みる上で興味深い事例となると思われる⁽⁷⁾。特にブランデンブルク・プロイセンの場合には、農業政策分析としてシュターデルマンの実証的分析で史料的にもタバコ栽培の展開状況を跡づけることできるほか、ここで用いたようとしたミリウスの法令集や史料集アクタボルシカの関連巻（「官庁機構」の部全16巻および「アクチーゼ・関税政策」の部全4巻7冊等）のチェックが有効となろう。その際、栽培奨励に関する農業政策や課税税率動向等の貿易統計だけではなく、甜菜糖加工業と同様に農産物加工製造業としてのタバコ精製加工業・工場の実態解明も課題となると思われる⁽⁸⁾。

註

¹⁾ 本稿で用いる諸法令の原文は、以下のミリウス編1756年刊行の全8巻構成王令集の第5巻の一部から採録したもので、本史料全巻の入手に尽力・協力してくださったベルリンの古書店の方々にはここで、その折のご協力に対し記して感謝の念を表しておきたい。

Mylius, Corpus Constitutionum Marchicarum, 6 Bde., 1754, Theil 5 S. 481-506

²⁾ わが国での研究としては、短編ながらも優れた好編でもある久保清治氏の研究がある。久保清治『ドイツ財政史研究』第7章補論、有斐閣、1998年参照。

³⁾ Mylius, a. a. O., Bd. 4, S. 362 同税率表はS. 313-380にわたる大部のもので、アルファベット順に品目別税率が記載されている。なお、18世紀段階での「関税」(Zoll) は「国境関税」では無く、国内の管区毎の内国関税もある。その点19世紀以降と比較する際には注意を要する。

- ⁴⁾ W.O.Henderson, Studies in the Economic Policy of Frederick the Great, London, 1963, S. 143-
- ⁵⁾ Ebd., a. a. O., S. 71f.
- ⁶⁾ タバコ・レジーとその前史に関してはE. P. Reimannが詳しく上掲の久保氏も依拠しておられる。
E. P. Reimann, Das Tabaksmonopol Friedrichs des Grossen, 1913
- ⁷⁾ オーストリアのタバコ政策に関しては、以下の文献が基本的である。
H.HItz u.H.Huber, Geschichte der oestereichischen Tabakregie 1784-1835, Wien, 1975
- ⁸⁾ R.Stadelman, Preusenens Koenige in ihrer Taetigkeit der Landeskultur, 4 Bde.,

